

第二期中期目標の策定について（概要）

1 趣旨

県は、地方独立行政法人法第25条及び第78条に基づき、公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の設立団体として、法人の中期目標（6年間）を定めることとなっている。

今年度は、第一期中期目標期間（平成20～25年度）の最終年度に当たるため、第二期中期目標（案）について青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くとともに、県議会の議決（12月議会を予定）を経たうえで、今年度内に第二期中期目標（平成26～31年度）を定める必要がある。

2 第三者機関による評価

（1）評価委員会による評価及び意見

ア 平成20年度から平成24年度までの業務実績評価

平成20年度から平成22年度までは、各取組がほぼ計画どおり着実に実施されており、中期計画の目標達成に向けて順調な進捗状況にあるとの評価であった。

平成23年度及び平成24年度については、中期計画の達成に向けて一部努力を要する（取組に遅れが見られる）事項が認められるものの、全体としてほぼ計画どおり実施しており、総じて順調な進捗状況にあるとの評価であった。また、年度計画を十分には実施していないと判断される取組について、一層の取組の強化を求められた。

イ 第一期中期目標期間の終了時の検討についての意見

評価委員会からは

- ・青森県の目指す「命と暮らしを守る」社会の実現に向け、人材育成及び地域貢献活動において重要な存在意義があること
- ・中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること
- ・大学基準協会の認証評価結果が「適合」とされていること

などの理由から、引き続き県との連携の下、法人化のメリットを最大限に活かし、業務を継続することが適切と意見があった。

（2）大学基準協会による評価

平成21年度に大学基準協会による大学評価を受審し、教育及び研究の状況について数点改善の助言を受け、大学基準に「適合」との認定を受

けた。助言を受けた項目については、法人において改善の取組を継続して進めている。

3 第二期中期目標策定に当たっての基本的な考え方

第二期中期目標は、第一期中期目標を基本としつつも、社会情勢や評価委員会の意見等を踏まえ、今後法人が6年間で取り組むべき重点的事項や必要な見直しを求める。

(1) 青森県の地域課題の解決への貢献

ア 県民の「命と暮らしを守る」社会の実現に向け、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たす人材の育成

イ 保健、医療及び福祉に係る地域課題の解決に向け、教育研究活動の推進、研究成果の発信等

(2) 第一期中期目標における課題や未達成の取組への的確な対応

ア 社会情勢等に合致した大学院のあり方の検討及び大学院生の実践的研究能力の育成・研究発表の促進による教育研究活動の充実強化

イ 県内就職を促進するため、県と法人との連携による就職支援体制の強化

ウ 中期計画及び年度計画を着実に実施するため、理事長を中心とした役員によるマネジメント体制等の強化

(3) 表現の簡略化

ア 第一期中期目標では、重複した内容や目的達成のための手法等、中期計画等に盛り込むべき内容も記載

イ 第一期中期目標で、基本的な体制等は一定程度整備されたこと等を踏まえ、簡潔な文言に整理